

労働安全衛生研修会

総務委員会

令和7年10月16日13時30分から、OKBふれあい会館において、労働安全衛生研修会を開催しました。

セミナーの概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

開催にあたり、森本禎人総務委員会委員長から、「会員の皆様には、研修会にご参加いただき、誠にありがとうございます。労働安全衛生研修については、7月の全国安全週間に合わせて、6月から様々な機会を通じて、既に研修や講習を受講してみえることかと思えます。総務委員会として、より効果的な研修の在り方を議論し、昨年度までは、先進的な取り組みを行って見えます企業を、実際に見て、感じることができる研修会を開催してきましたが、今回は労働安全に関する最新の話題や注意点を学ぶことにより、自らの取組みに活用してもらうことを念頭に、研修会を開催することとしました。産業廃棄物に関わる者として、廃棄物処理法を遵守することは当然ですが、他法令についても、遵守していかなければなりません。とりわけ、従業員の安全衛生は企業の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の重要な責務であると考えます。今回の研修には、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンターから牧野 宏俊様を講師としてお迎えし、「これから進める安全衛生対策について」と題して、ご講演をしていただきます。牧野先生お忙しいところありがとうございます。この研修会が、皆様の参考になり、更なる労働安全対策が充実することを願って、開会のあいさつさせていただきます。」と開会にあたってのあいさつを行いました。



森本総務委員長



牧野 宏俊 講師

[講演]

・「これから進める安全衛生対策」について

講師：中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター
安全管理士・衛生管理士 牧野 宏俊 様

講演は、1 労働災害と企業責任、2 災害事例 3 外国人労働者の労働災害防止対策 4 最近の法令改正の4つの話題に分けて、それぞれの注意点やポイントをわかりやすく説明されました。1つ目の労働災害と企業責任では、一般・産業廃棄物処理業は、他業種に比べて災害発生率も重篤度も高くなっている点について注意喚起がされました。さらに災害が起きると「刑事上の責任」「民事上の責任」「行政責任」「労災補償上の責任」「社会的責任」の5つの責任が企業に問われると話がありました。また、パワーハラスメントによる損失とその対応策やカスハラ対策の必要性の説明もありました。2つめの災害事例では、2つの実例を挙げて説明をわかりやすくしていただきました。3つ目の外国人労働者の労働災害防止対策では、災害の発生状況とその防止対策、特に外国人には日本語がわかりにくい点に注意してゆっくり説明すること、「はい」の受け取り方が外国人と日本人では、意味の相違が起きること、優しい日本語「ハ・サ・ミの法則」について、また、文化の違いに対する理解も必要である旨の説明がありました。最後に法令改正の概要として、労働安全衛生法では、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」と「職場のメンタルヘルスを対策の推進」、「高齢者の労働災害防止の推進」などを話題に講演があり、特に職場のメンタルヘルスを対策の推進では、ストレスチェックが、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても、3年以内に1年に1回ストレスチェックが必要となると説明がありました。最後に、職場における熱中症対策の強化の内容として「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」などについて説明があり、参加者が熱心に聞き入ってペンを走らせるなど、無事に講演が終了しました。

[閉会]

今研修終了後、北川仁司総務委員会副委員長から、「本日の研修は、労働安全衛生の取組みや課題など、参加会員企業にとって、労働安全の重要性を再認識させていただく機会を与えていただき、大変素晴らしい研修会となりました。ご参加いただきました皆様におかれましては、本日の研修会で得られましたことを参考に、明日からの企業における労働安全衛生に活かしていただき、無事故で事業を遂行していただきますようお願い申し上げます。最後になりますが、ご講演をしていただきました中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 牧野 宏俊 様に、感謝を申し上げ、研修会を終了いたします。」と挨拶を申し上げ、労働安全研修会を終了しました。



北川総務副委員長



研修風景